

宝塚市庁舎トイレ広告掲載 募集要項

宝塚市庁舎のトイレに掲載する広告主を次のとおり募集します。申し込みにあたり、本要項、宝塚市広告掲載要綱及び宝塚市庁舎トイレ広告掲載要領を熟読してください。

●仕様、注意事項等

【件名】宝塚市庁舎トイレへの広告掲載
【広告の規格】A4 横（縦210mm×横297mm）以内
【募集枠数】6枠（複数枠申込可）
【広告の掲載方法】市が用意するフレームに掲載
【掲載箇所】本庁舎1階防災センター奥 男子トイレ4枠 本庁舎1階女子トイレ2枠
【掲載期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 1か月分より申込可
【開庁日】月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日 および年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁。
【広告募集トイレの最寄りの出入り口を利用される来庁者数】平日：約400人/日（推定）
【広告掲載料】月額3,300円（消費税及び地方消費税を含む） ※掲載開始が月の半ばであっても1か月分の使用料を納付すること。
【広告内容】 (1) 宝塚市広告掲載要綱第3条及び「宝塚市庁舎トイレ広告掲載要領」第3条に定める基準を満たすこと。 (2) 当初の広告から掲載期間中に広告内容を変更する場合は、事前に市と協議の上、承諾を得ること。 ※市に届出のないものは、予告なく撤去します。 (3) 掲載する広告の中に 広告 と表示すること。（縦2cm×横3cm以上）
【費用負担等】 (1) 広告は広告主の費用と責任において作成し、広告の申込、掲載及び撤去に要する費用は広告主の負担とします。 (2) 広告掲載期間中に広告の損傷、滅失した場合は、広告主において原状回復するものとします。 (3) 原状回復の作業等により広告掲載期間が短くなった場合であっても、広告掲載料は減額しないものとします。

●申込方法等

【提出書類】
(1) 広告掲載申込書
(2) 掲載を希望する広告

- (3) 申込誓約書
- (4) 暴排に関する誓約書
- (5) 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- (6) 市税の未納がないことの証明（最新年度のもの）

【募集期間】

(1) 令和9年1月18日まで。ただし、全ての広告枠が埋まった場合は、募集を締め切ります。

※掲載広告の審査等が必要となりますので掲載を希望する日の6週間前までに提出書類を揃えて宝塚市役所管財課まで持参又は郵送すること。持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで)。郵送の場合は必着とする。

なお、申込時に市に提出した書類は、返却しません。

※先着順で受け付けしますが、同一の広告掲載枠に対して複数の申し込みがあった場合は、次のとおり抽選により掲載広告を選定します。

同じ日（持参の場合は提出日、郵送の場合は管財課の受領日）に申し込みがあったときは、市が抽選を行います。

抽選については、市が指定した者（審査事務に関係のない職員）が応募参加者に代わってくじを引き、事業者を決定します。その場合、くじの結果について異議を申し立てるることはできません。

【掲載決定後の手続き】

- (1) 広告掲載決定後に、行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。後日、市より行政財産使用許可書及び納付書を送付しますので、納付書に記載の期日までに納付すること。
- (2) 掲載する広告を掲載箇所と同じ枚数分提出すること。市で掲載箇所に広告を掲載します。

●申込先・お問い合わせ

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 総務部 管財課（本庁舎4階）
電話 0797-77-2031（直通）
メール m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp